

別表（第 3 条関係）

補助対象外事業
(1) 農業 (2) 林業及び狩猟業 (3) 漁業 (4) 金融業及び保険業(生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。) (5) 不動産業 (6) 娯楽業のうち風俗関連営業 (7) 競輪、競馬等の競争場又は競技団 (8) パチンコホール (9) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場 (10) 場外馬券売場及び場外車券売場 (11) 競輪競馬等予想業 (12) 芸ぎ業・芸ぎ周旋業 (13) 集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに関するもの) (14) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの (15) 易断所及び観相業 (16) 相場案内業 (17) 病院 (18) 一般診療所 (19) 歯科診療所 (20) 助産業及び看護業 (21) 歯科技工所 (22) 獣医業 (23) 学校(学校法人が経営するもの) (24) 社会保険・社会福祉・介護事業(法人が経営するもの) (25) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体 (26) LLP(有限責任事業組合) (27) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定するもの (28) その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業